

# りっぶる

R I P P L E

発行  
島根県人権啓発推進センター

「りっぶる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。

## 特集

# いじめを考える

- 人権教育・啓発功労者表彰
- 精神疾患を正しく理解するために



平成 26 年度 島根県人権啓発ポスターコンクール  
中学校の部 最優秀賞 川角 琴乃さん (雲南市立三刀屋中学校2年)

【評】桜花の広がり、画面いっぱい広がる春の思い出の中に、みんなに愛され慈しまれて育つ可愛い赤ちゃん。誕生から成長していく姿が表現され、中学生になって、出会いがあって結婚、ブライダルフラワーを持つ幸せな表情が明るく輝く光の中に描かれ、ロマンチックな画面に描かれるテーマは命、これこそ人権。自分たちの世代の気持ちがとても良く伝わってくる素晴らしい作品です。

平成26年度の人権啓発ポスターコンクールには、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から合計1,235点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

# いじめを考える

現在、「いじめ」の問題は、深刻かつ重大な社会問題になっています。  
 平成23年に大津市で「いじめ」により中学生が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生して大きな問題となり、平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。  
 今号の特集では、今日はいじめの特徴や現状について取り上げます。

## いじめとは？

「いじめ」は、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。  
 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行う必要があります。

### いじめの形態



### どの子どもにも起こりうる、いじめ

小中学生への9年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」  
 された経験がある……9割  
 した経験がある……9割



国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター  
 いじめ追跡調査2010-2012

### 大人が気づきにくい、いじめ

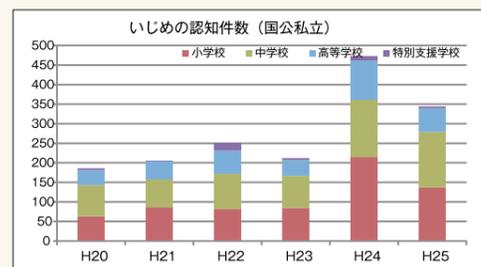
いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人が気づきにくい場所や形で行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。



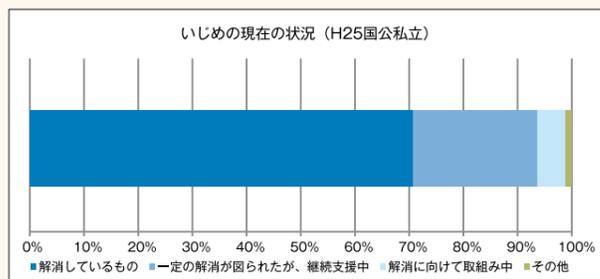
### 島根県内のいじめの状況

(平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

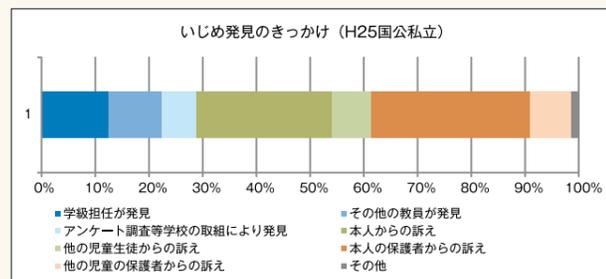
#### ●いじめの認知件数 (国公立)



#### ●いじめの現在の状況 (国公立)



#### ●いじめの発見のきっかけ (国公立)



※平成23年に起きた大津市でのいじめの事件により、平成24年度は緊急調査が行われ、学校でも意識して子どもたちの様子を捉えられたため、大幅に増えています。平成25年度は小学校で減少してきています。  
 いじめの発見のきっかけは、本人や保護者の訴えによるものが半数を超えています。  
 また、認知されたいじめの9割以上は解消が図られています。

多くの子どもたちが、「いじめ」のことを誰にも相談できずにいます。「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。いじめのサインをチェックしてみましょう！

## いじめのサイン発見シート

監修 森田洋司氏  
 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでもイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### ■「いじめ」をしていますが？

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

## 発見シートなどで、「あれ？」もしかしてと思ったら…

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
 「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」など



ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や関係機関の窓口などに相談しましょう。

# いじめの4層構造



いじめは、「いじめを受ける子ども (被害者)」「いじめを行う子ども (加害者)」だけの問題ではなく、これらを取りまいて「はやし立てる子ども (観衆)」や「見て見ぬふりをする子ども (傍観者)」の集団が存在し、全体として4層構造から成っているとされています。

「観衆」はいじめに加わっていることに、「傍観者」はいじめを認めていることになるため、これらの行為は被害者をさらに傷つけることとなります。

「いじめ」の解消のためには、「観衆」や「傍観者」の子どもたちに対しても「いじめ」が許されないこと、「いじめ」を止めさせる必要性を働きかけていくことが大切です。

# いじめを防止するために

大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの社会問題は、いじめを生み出す1つの要因と考えられ、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘がなされています。

いじめを防止するためには、学校や家庭、地域など関係者が連携を図りながら、子どもの自尊感情を高め、人権感覚を養っていくことが必要です。そして、大人自身も子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていく必要があります。

島根県では、平成26年4月にいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもを絆づくりをめざして～」を策定しました。

基本方針の内容については、島根県ホームページに掲載していますのでご覧ください。

## 各相談機関窓口

いじめ、体罰など

**子どもの人権 110 番**  
フリーダイヤル 0120-007-110  
[月～金] 8:30～17:15

いじめ、不登校、子育ての悩み

**いじめ相談テレフォン**  
フリーダイヤル 0120-874-371  
0120-779-110  
[月～金] 9:00～19:00  
[土・日・祝] 10:00～17:00 ※年末年始を除く

子どもや保護者の悩みごとやこまりごと

**ヤングテレホン けいさつ・いじめ110番**  
フリーダイヤル 0120-786-719  
24時間対応

さまざまな悩みや心の危機など

**島根いのちの電話**  
電話 0852-26-7575  
電話 0570-783-556  
[年中無休] (月～金) 9:00～22:00  
[土・日] 土曜 9:00～日曜 22:00

子どもや子育ての悩み

**子どもと家庭電話相談室**  
フリーダイヤル 0120-258-641  
9:00～21:30  
(祝日、年末年始を除く)

# 平成26年度 人権教育・啓発功労者 知事感謝状贈呈

島根県では、平成21年度から、人権擁護・人権確立の観点から、人権教育や人権啓発に関して、特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して、知事から感謝状を贈呈しています。

平成26年度は、8月22日(金)に県庁知事室において、松江市の「<sup>ほたる</sup>蛍の会」と、益田市の「デートDV防止ますだ」の2団体に対し、溝口知事から感謝状を贈呈しました。

感謝状贈呈の後には、各団体の代表の方と溝口知事との懇談も行われ、各団体の活動の状況や今後の取り組みについて意見交換が行われました。



## 知事感謝状を贈られた方々

	名称	住所	活動年数	主な功績内容
団体	<sup>ほたる</sup> 蛍の会	松江市	13年	小・中学生の保護者により設立され、教員や行政職員、地元住民の参加を得ながら、長年にわたる研修や啓発活動、講演会の実施により、同和問題の解決に向けて広く訴えるとともに、差別のない明るい地域づくりを進めている。
団体	デートDV防止ますだ	益田市	6年	子どもたちを、DV(ドメスティックバイオレンス)の被害者にも加害者にもしないとの強い思いで、デートDV防止プログラムによる研修を、高等学校・中学校を中心とした若年層を中心に、年間20回以上行っている。

世界は今日もあなたのために  
まずは、はじめましての握手を両親と  
成長を楽しみに待つ祖父母に  
手を引く張ってくれる兄弟がいて  
真似をして弟妹の小さな手を引いてあげた  
友達にだけ話す内緒話をコソソリと  
アドバイスしてくれる先輩に  
どんな時も支えてくれてるのは先生で  
嬉しかったことは後輩へ返す  
厳しくて怖い上司に  
愚痴を吐ける同僚がいてくれて  
失敗をってしまった部下を慰める  
いつまでも一緒にいたい君と永遠を誓い  
そして、はじめましての握手をしよう  
あなたに聴かせたいことがいっぱいあるんだ  
世界は 今日も あなたのために  
たくさんの人と人とを引き寄せて  
独りにさせないように 廻っている

島根県では、高校生世代から人権に関する詩を募集しています。  
平成25年度・26年度の入賞作品を島根県人権啓発推進センターホームページに掲載していますのでご覧ください。

平成二十六年(第二回)高校生世代「人権の詩」  
【最優秀賞作品】  
明誠高等学校三年 斎藤美季子さん

# 一人ひとりを大切に



一人ひとりが人間らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重され、人としてだれもが等しく尊重される社会を実現することが大切です。

一人ひとり顔が違うように、考え方・感じ方・意見・好み・性格や能力など、みんな違いがあります。しかし、時には、自分が他人と違うことに不安をおぼえ、自分と違う考えをもっている人を認めないで否定したり、その人との関わりを避けたりして他人の人権を侵害してしまうことがあります。それは、その人にとっても、自分にとってもとても不幸なことです。

一人ひとり違うからこそ、その違いを認めあい、助け合い、補い合うことによって豊かな社会ができることを理解し、それぞれが自分の個性を十分に伸ばし、発揮していくことが大切です。



# 精神疾患を正しく理解するために

島根県健康福祉部障がい福祉課

## こころの病気は誰でもかかりうる病気です。

こころの病気で医療機関に通院や入院をしている人は、日本人のおよそ40人に1人の割合です。生涯を通じて5人に1人がこころの病気にかかるとも言われています。こころの病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。

中でも多いのは統合失調症や気分障がい（うつ病）で、幻覚や妄想、不安やいらいら感、ゆううつ感、不眠などがみられます。これらの症状は、支援を行うなど環境が安定すること、精神療法や薬を服用することによってその多くは回復していきます。

一方で、「自発性がない」「集中力や持続性がない」「人付き合いに緊張しすぎる」などの状態がみられることがあり、周囲からは怠けているかのように見え、誤解を受けることがあります。しかし、決して怠けているか意志が弱いということではありません。

これらの症状の多くは、不安定な時期を過ぎると、しだいに回復し安定していきます。その経過の中では、無気力になったり、落ち込んだり、疲れや眠気などを感じ、引きこもりがちになるなど、日常生活や社会生活のしづらさがみられることがあります。

## 周囲の人はどうしたらいいの？

- ・無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。
- ・働きかけは、「具体的に」「はっきりと」「簡潔に」伝えましょう。
- ・本人の気持ちにそって、ともに考える姿勢が大切です。
- ・本人のペースにあわせてはたらきかけが大切です。
- ・「焦らず、じっくり治す」という気持ちが大切です。



また、再発予防も重要です。

- \*多くのストレスが重なったり、薬を中断すると症状が再発することがあります。
- \*不眠がみられたり、急に活動的になったり、ささいなことに過剰に反応するなど、再発のサインとみられる症状を知っておくことも大切です。

「気づき」が重要です。

これらの症状がみられたら無理をさせて、ゆっくりと休養するように働きかけることが大切です。家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせてしまいます。

早めに保健所や心と体の相談センターなどへ相談するよう声をかけましょう。

こころの病気は、本人が苦しんでいても周囲からはわかりにくいという特徴があります。私たちは、病気やけがをした人には「無理しないでね」「ゆっくり休んでね」と自然に声をかけることができます。骨折をしている人に重い荷物を運ぶことは頼まないでしょう。しかし、こころの病気の場合は、気づかないうちに無理なことをさせたり、傷つけたり、病気を悪化させたりしているかもしれません。

**私たちみんながこころの病気を正しく理解することはとても大切です。**

### 《相談機関 連絡先》

- ・松江保健所 TEL0852-23-1316
  - ・雲南保健所 TEL0854-42-9642
  - ・出雲保健所 TEL0853-21-1653
  - ・県央保健所 TEL0854-84-9823
  - ・浜田保健所 TEL0855-29-5550
  - ・益田保健所 TEL0856-31-9545
  - ・隠岐保健所(島後) TEL08512-2-9710
  - ・隠岐保健所(島前) TEL08514-7-8121
  - ・心と体の相談センター TEL0852-21-2885
- ※受付時間はいずれの機関も平日8:30~17:15

## 開催報告

# しまね人権フェスティバル2014

(同時開催) 平成26年度 人権・同和問題を考える県民のつどい

平成26年9月21日(日)、益田市にある島根県芸術文化センター グラントワで「しまね人権フェスティバル2014」「人権・同和問題を考える県民のつどい」を開催し、約1,000人の方にご来場いただきました。

浦本誉至史さんによる「無知を許さず～連続大量差別はがき事件～」と題した講演会では、現代の人権侵害の根底にあるものは、「希薄な人間関係」と「無知」であり、知ることが問題解決の原点であるとお話がありました。

また、ステージでは久城社中の親子神楽や益田東中学校吹奏楽部の演奏、道川小学校児童の和太鼓の披露など、地元の方々が多数出演されました。

当日は25の団体がブースを出展され、ワークショップや活動紹介などを通じて、来場された方に身近な人権課題について考えていただきました。



講演／浦本さん



啓発ブース



六子さん、益田東中生徒さんなどによるエンディング大合唱



道川小学校のみなさん

## 【お知らせ】平成27年度は出雲市で開催します しまね人権フェスティバル2015

(同時開催) 平成27年度 人権・同和問題を考える県民のつどい

開催日 平成27年10月25日(日) 会場 平田文化館(出雲市平田町)

### 島根県人権啓発推進センターへご相談ください

#### ■ 啓発資料(図書・ビデオ・DVD・紙芝居・パネル)の貸出

- 自由にご覧いただけます。
- センター内でビデオ・DVDを視聴することもできます。
- 郵送による貸出もしています。

#### ■ 研修講師の派遣

- 県内の企業・団体・地域における人権・同和問題に関する研修に当センターの啓発指導講師を派遣します。
- ※詳しくはご相談ください。

#### ■ 人権に関する相談

- 人権に関する相談に応じたり、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。
- ※秘密は厳守します。

相談専用  
ダイヤル

人権啓発推進センター 0852-22-7701  
西部人権啓発推進センター 0855-29-5530

#### 人権啓発 推進センター

〒690-8501  
松江市殿町1  
(県庁第二分庁舎1F)

TEL  
0852-22-6051  
FAX  
0852-22-9674



#### 西部人権啓発 推進センター

〒697-0041  
浜田市片庭町254  
(県浜田合同庁舎1F)

TEL  
0855-29-5503  
FAX  
0855-29-5531



島根県 人権

検索

■詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。